

第3章 水防活動

第1節 河川等の巡視、状況報告

水防管理団体及び水防団は、相互の密接な協力のもとに、河川、堤防、水門、樋門等の巡視を実施し（重要水防区域、特に病院・福祉施設がある箇所等）、水防活動の必要性等の把握に努め、異常等は速やかに県地方水防本部に報告するものとする。

第2節 水防警報の発令

第5章第4節による。

第3節 水防団等の活動

1 水防団の招集及び出動

水防管理者は、次の事態が生じた場合には、表—6に示す出動指令を発し、速やかに所轄の水防団を非常配備につかせるものとする。なお、招集は水防団出動指令（消防団無線・電話等）とする。

また、水防団の活動状況等（氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。水防団が出動したとき。水防作業を開始したとき。堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む））について、逐次、県地方水防本部（様式—1）及び国管理区間に関しては各担当出張所（様式—2）に連絡するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
- (2) 所轄河川等が氾濫注意水位（警戒水位）に達する等、治水上の危険が生じたとき。
- (3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
- (4) その他、県地方水防本部からの指示があったとき。

2 水防作業上の留意事項

水防団等、以下の注意事項に留意し水防活動を行うものとする。

- (1) 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。
- (2) 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- (3) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「漏水」「破堤」等の想像による言葉などで、みだりに人心を動揺させてはならない。
- (4) 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又は、その前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
- (5) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置をとるものとする。

表—6 水防団の出動段階

活動段階	活動等の内容	指令の発せられる時期
第1段階 待機	水防団の足止めを行うもの 水防団の連絡員を水防本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 団員は直ちに次の段階に入りうるよう準備する。	概ね水防に関する気象情報等が発せられ、洪水が予想されるとき。
第2段階 準備	水防活動の準備を通知するもの 水防団は所定の詰所に集合し、水防資機材の準備・点検、作業員の配備計画にあたる。	概ね河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがある、水防活動の必要が予想されるとき
第3段階 出動	水防団の活動を通知するもの 水防団の団員全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。	概ね河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
第4段階 解除	水防活動の終了を通知するもの 人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告のうえ、解散する。	概ね水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減する等、水防上の危険が解消されたとき。

なお、地震により堤防の漏水、沈下等の被害が発生した場合は、上記に準じ指令を発するものとする。

3 水防受持ち区域

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するため、洪水による危険が排除するまでの間、水防団は資料—8の受持ち区域において活動するものとする。

4 重要水防区域

人命、財産等の生産力を守るため特に水防上警戒または防御の重要性を有する区域及び箇所は資料—9による。

5 河川堤防の巡視等

(1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、次の①から④の点に留意して随時、河川・堤防を巡視し、水防本部長及び団長に報告するものとする。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、福島県水防信号規則（資料—7）、第

1 信号により地域住民に周知するものとする。

- ① 河川の水位の状況
- ② 河川管理施設の異常の有無
- ③ 道路・橋・その他交通に係るものの被害状況
- ④ その他水防上必要と認められる事項

- (2) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時、河川・堤防を巡視し、洪水の恐れを察したときは、直ちにその状況を方面隊長経由により、水防本部長及び団長に報告するものとともに、第2信号を打鐘し、団員に水防作業にあたらせる。また、作業経過についても逐次団長に報告するものとする。
- (3) 各分団長は堤防の決壊又はそれに準ずべき事態が発生し、水防活動のため住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し水防作業にあたらせ、その旨を方面隊長経由により水防本部長及び団長に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立ち退きが必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を方面隊長経由により水防本部長及び団長に報告するものとする。
- (5) 各分団長は、水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防上の危険が解消されたと認めるときは、水防作業を終了し、団員の人員等安否を確認し、水防活動の内容を方面隊長経由により水防本部長及び団長に報告の後、解散するものとする。

第4節 緊急通行等

水防団は水防上緊急の必要がある場合には、水防法第19条の定めに基づき一般交通の用に供しない道路等を通行することができる。

また、水防上緊急車両が通行する必要があるときには、災害対策基本法第76条各項の定めにより、支障となる車両の通行を制限し、移動させるなど、水防車両の交通を確保することができる。

第5節 被害軽減等の措置

1 破堤・越水等

破堤・越水等の甚大な被害が発生、またはその恐れが大な場合は、県地方水防本部及び水防管理団体は、水防団と協力して応急措置を講じ、被害の拡大を最小限にとどめるよう努めるものとする。

2 河川管理施設

県地方水防本部は、河川管理施設に被害が発生するかまたはその恐れがある場合に、必要な対策を実施し、被害を最小限に食い止めるものとする。

第6節 応援要請等

1 警察官への援助の要請

水防管理者は、水防法第22条の規定に基づき、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

2 他の水防管理団体等への応援要請

水防管理者は、水防法第23条第1項の規定に基づき、他の水防管理団体若しくは消防長に応援を求めることができる。

3 民間団体への応援要請

水防管理者は、水防法第24条の規定に基づき、民間団体に対し応援を求めることができる。
なお、県地方水防本部が、水防活動時における民間団体の円滑な応援態勢を得るための協定をしているので、適宜応援を求め、応急対策にあたる。

第7節 決壊・避難のための立ち退き通報

1 決壊等の通報

水防管理団体は、堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生した場合、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を県地方水防本部、及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体に連絡するものとする。

2 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、水防管理団体及び水防団は、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

3 避難のための立ち退き

水防管理団体は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し水防法第29条の規定による立ち退きまたはその準備を、放送設備その他広報手段を用いて指示する。

水防管理団体が立ち退きを指示した場合には、その旨を所轄警察署長に通知するものとする。

4 決壊・避難等の通報

水防通報及び避難場所は、資料-11に示す「水防通報及び避難場所」に示す

第8節 公用負担と費用負担

1 公用負担

水防のため必要があるときは、水防管理団体及び水防団は、法第28条の定めにより次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けたものに対しては、時価により損失を補償しなければならない。

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木、その他の資材の使用
- 車両その他の運搬具または器具の使用
- 工作物その他の障害物の処分

(1) 公用負担権限証明書

公費負担を命じる権限を行使する者は、以下の証明書を携帯し、必要がある場合これを提示するものとする。

(表面)	(裏面)
第 号 公用負担権限証明書 会津若松市水防団 _____ 上記の者 _____ 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。 平成 年 月 日 会津若松市長 印	水防法 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用器材を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた物に対し、時価により損失を補償しなければならない。

(2) 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則以下の命令票を目的物の所有者または、これに準ずる者に手渡したのちにこれを行うものとする。

第 号	公用負担命令票
1 目的物	種類 数量
2 負担の内容	使用、収用、処分
平成 年 月 日	
	様
	会津若松市長 印
	事務担当者 _____ 課 _____ グループ _____ 印

2 費用負担

水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、水防法第41条の定めにより、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間の協議により定める。